

じぶんで
えらぶ、
iDeCoで
そだてる。

確定拠出年金 J-PEC個人型プラン(三井住友海上コース)

ご加入にあたって

プランコース説明書

本説明書について

- ◎「個人型」確定拠出年金は、国民年金基金連合会が策定した「個人型年金規約」に基づいて運営されています。
(「個人型年金規約」はご加入後に国民年金基金連合会から送付されます)
- ◎本説明書では、運営管理機関であるJ-PECが定めた「三井住友海上コース」の具体的な運用商品や給付額の算定方法等の重要な事項を記載しています。



ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

J-PEC

(2019.11)

1 加入資格

次のいずれかに該当する方は、個人型プランに加入することができます。

第1号被保険者 となる方	第2号被保険者 となる方	第3号被保険者 となる方
自営業者とその家族、自由業、学生など、国民年金の第1号被保険者	会社員や公務員、私立学校教職員など、60歳未満の厚生年金保険の被保険者(国民年金の第2号被保険者)	専業主婦・主夫、パート労働者など、国民年金の第3号被保険者

<個人型プランに加入できない方>

- ・農業者年金の被保険者
- ・国民年金保険料が免除されている方(公的年金の障害年金受給者を除く)
- ・企業型確定拠出年金の加入者(加入中の企業型プランの規約で認められる場合を除く)

<運用指図者となる方>

個人型プランでは、新たに掛金を拠出せず、企業型プランで積み立てた年金資産について、運用の指図のみ行うことができます。これに該当する方を「運用指図者」といいます。

2 掛金

毎月の掛金額は、拠出限度額の範囲内で、ご自身で決定することができます。

* 掛金額の変更は、毎年4月～翌年3月までの間において、年1回のみ行うことができます。

加入区分	第1号被保険者 (自営業者など)	第2号被保険者 (会社員・公務員など)	第3号被保険者 (専業主婦・主夫など)
毎月の掛金額	5,000円以上、1,000円単位で設定できます。		
拠出限度額	月額68,000円 *国民年金基金の掛金、または国民年金の付加保険料を納付している場合は、合計して68,000円。	企業年金がない会社員 月額23,000円 企業年金がある会社員 月額12,000円 公務員等(共済組合員) 月額12,000円	月額23,000円
納付方法	口座振替	口座振替または 給与天引(事業主払込)	口座振替

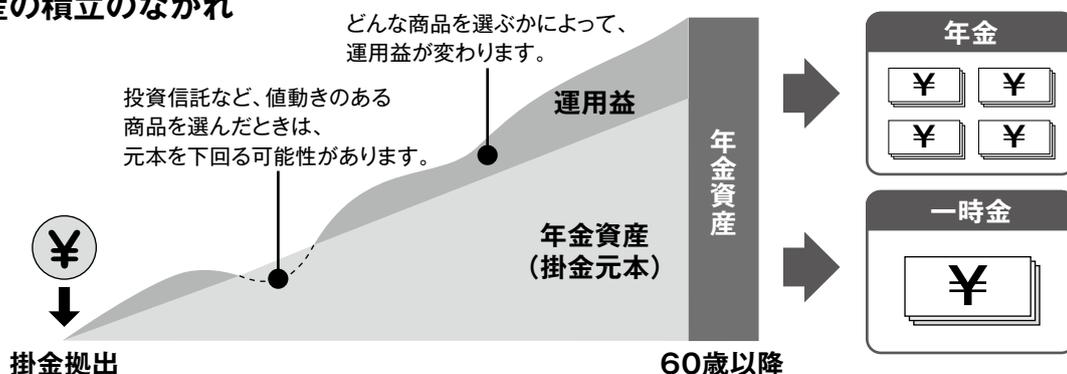
<「企業型」と「個人型」の同時加入が認められる第2号被保険者の拠出限度額>

- ・企業型確定拠出年金以外に、企業年金がない場合 月額20,000円
- ・企業型確定拠出年金以外に、企業年金がある場合 月額12,000円

3 運用

加入者または運用指図者が自己責任において運用を行います。
運用商品ラインアップのなかから、運用商品をお選びいただけます。運用成果によっては、元本を下回ることもあります。
年金資産は、原則60歳になるまでは引き出すことができません。

年金資産の積立のながれ



* 毎年1回(5月上旬ごろ)、個人別管理資産額等が記載された「確定拠出年金・残高のお知らせ」(加入者レポート)が日本レコード・キーピング・ネットワーク(NRK)よりお手元に届きます。

運用商品ラインアップ

<元本確保型商品>

カテゴリー	商品コード	運用商品名
積立傷害保険	00126	三井住友海上・積立傷害保険(5年)

<投資信託>

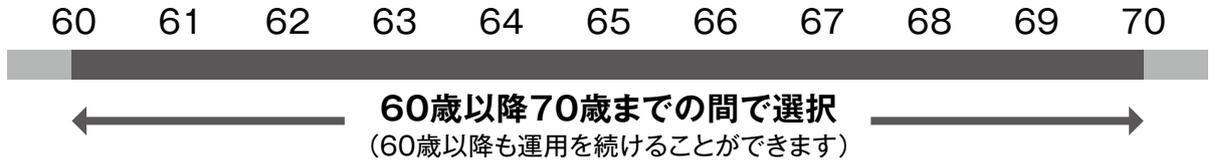
カテゴリー	商品コード	運用商品名
国内株式型	00455	DC・ダイワ・ストックインデックス225(確定拠出年金専用ファンド)
	00928	大和住銀DC日本株式ファンド
	00927	フィデリティ・日本成長株・ファンド
	00127	三井住友・ライフビュー・日本株式ファンド
国内債券型	00656	ダイワ投信倶楽部日本債券インデックス
	00128	三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド
外国株式型	00456	ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン
外国債券型	00657	ステート・ストリートDC外国債券インデックス・オープン
バランス型	00457	ダイワライフスタイル25
	00458	ダイワライフスタイル50
	00459	ダイワライフスタイル75
	00129	三井住友・ライフビュー・バランスファンド30(安定型)
	00130	三井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型)
	00131	三井住友・ライフビュー・バランスファンド70(積極型)

各運用商品の詳細について、スターターキットに同封されている「運用商品ラインアップ(基本属性編・実績データ編)」で確認することができます。

4 給付

事由に応じて、(1)老齢給付金(一時金または年金)、(2)障害給付金(年金または一時金)、(3)死亡一時金の3種類があります。* 具体的な取扱方法については、給付請求をお申し出になられた際に、別途ご連絡いたします。

支給開始期間(老齢給付金)



一時金で受け取る場合

(1)受取方法

一時金の請求をする場合は、次のいずれかの割合で一時金の割合を選択することができます。ただし、本請求は1回に限られます(運用商品ごとに選択いただきます)。

(2)選択割合

100%

75%

50%

25%

年金(分割)で受け取る場合

(1)受取方法

商品の運用を継続しながら、年金を受け取ります。
個人別管理資産額と支給期間に基づいて、給付額が決まります。

(2)支給期間

5年

10年

15年

20年

(3)年あたりの支給回数

年あたりの給付額は、個人別管理資産額等および支給期間等に基づき算定されます。

年1回

年2回

年4回

年6回

年金で受け取る場合の給付額の変更について

(1)老齢給付金

個人別管理資産額が過少になったことにより、年金給付の支給全期間にわたって受け取ることが困難となった場合は、1回に限りその額の算定方法を変更することができます。

(2)障害給付金

5年ごとに給付の額の算定方法を変更できます。また、個人別管理資産額が過少になったことにより、年金給付の支給全期間にわたって受け取ることが困難となった場合は、その額の算定方法を変更することができます。

5 加入者専用WEBサービス

確定拠出年金の加入者、運用指図者のみなさまは、情報提供を中心とした「DCなび(J-PEC WEB)」と、各種取引やお手続を中心とした「NRK WEB」の2つのWEBサービスをご利用いただけます。

J-PEC加入者サイト「DCなび」(残高照会・運用商品情報など)

アクセス

<https://www.j-pec.co.jp/login-n/>

- 資産残高や運用状況を確認したいとき
- 運用商品の最新情報を知りたいとき
- ライフシミュレーション、マネーシミュレーションを利用したいとき

J-PEC(ジャパン・ペンション・ナビゲーター)は、運用商品に関する情報提供をはじめ、加入者のみなさまの総合的な窓口としての業務を行っています。



NRK WEB (運用商品の変更・各種お手続など)

アクセス

「DCなび」からジャンプします

* <https://www.nrkn.co.jp/rk/login.html>からのアクセスも可能です。

- 運用商品を変更したいとき
- 積立金の残高、評価額を照会したいとき
- 氏名や住所などの登録情報を確認したいとき

NRK(日本レコード・キーピング・ネットワーク)は、残高管理や運用商品変更の取りまとめ、給付裁定といった加入者の記録関連業務を行っています。



ユーザーID、暗証番号がわからない方は、コールセンターにご連絡ください

再発行のお手続を受け付けています

0120-655-029

受付時間：平日9:00~20:00

ガイダンスの後、「*」に続けて、「9」と「#」を入力してください。オペレーターにつながりますので、ユーザーID等の再発行をご依頼ください。また、インターネットでのお手続も可能です。「DCなび」のログイン画面から再発行画面へお進みください。

掛金(月額)の制限

(単位:円)

加入者の種別および個人型年金以外で加入している年金		下限	上限
第1号加入者 日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業の方、農業や漁業に従事している方 (農業者年金の被保険者を除く)、その配偶者の方、学生の方、および無職の方		5,000	68,000 ^(注)
第2号加入者 60歳未満の厚生年金保険の被保険者(民間の会社員)の方、および共済組合の組合員(国家公務員、地方公務員、私立学校の教職員など)の方	他年金制度なし(企業年金制度なし)	5,000	23,000
	企業型確定拠出年金	5,000	20,000
	企業型確定拠出年金および厚生年金基金	5,000	12,000
	企業型確定拠出年金および確定給付企業年金	5,000	12,000
	厚生年金基金	5,000	12,000
	確定給付企業年金	5,000	12,000
	石炭鉱業年金基金	5,000	12,000
	国家公務員共済組合(長期)	5,000	12,000
	地方公務員共済組合(長期)	5,000	12,000
私立学校教職員共済制度(長期)	5,000	12,000	
第3号加入者 20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者の方		5,000	23,000

(注)掛金の上限は、国民年金の付加保険料400円または国民年金基金の掛金額と個人型年金の掛金額の合計額によって設定されています。

掛金額は、限度額の範囲内で1,000円単位で任意で設定できます。

初回および第2回目以降の掛金の引落日および引落額は、手続き完了後に送付される加入確認通知書で確認してください。

条件の詳細は書類の提出先の金融機関等にお問い合わせください。

ここが
ポイント!

「個人型」確定拠出年金の運営主体は、 国民年金基金連合会となります

国民年金基金連合会の役割

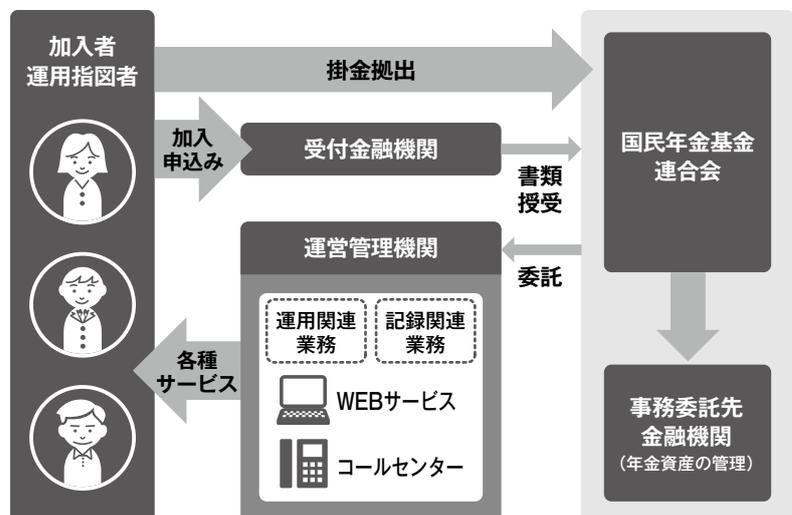
加入資格の確認や拠出された掛金の限度額を管理する役割を担っています。

受付金融機関の役割

加入申込みや各種届出の受付窓口となります。

J-PEC(運営管理機関)の役割

運用商品に関する情報提供のほかに、WEBサービスやコールセンターの運営を行っています。



* 加入者個人の資産額等の記録管理、運用指図の取りまとめは、NRK(日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社)に委託しています。

J-PEC個人型プラン お客様情報の利用目的について

ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社(以下、『当社』といいます。)は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号)に基づき、以下のとおり個人情報(特定個人情報を含む。以下同様。)の取り扱いをいたします。

記

1. 個人情報の利用目的について

(1)ご本人から直接書面等に記載された個人情報は、業務の遂行に必要な範囲内で以下の目的で管理及び利用いたします。

1. Webサイトからのお問合せに回答するため
2. コールセンターのお問合せへの回答、資料送付等に対応するため
3. 個人情報についての開示請求・苦情・相談等に対応するため
4. お取引に関する義務の履行や権利行使のため(お取引先の役職員様に関する個人情報)

(2)委託された業務に関する個人情報の利用目的

当社が委託された業務に関して委託元企業様から取得する個人情報は、委託契約の範囲内で以下の目的で管理及び利用いたします。

1. 確定拠出年金運営管理業務、投資教育業務、個人型受付業務、お客さまとの連絡、コールセンターのお問い合わせへの回答及び資料送付等の業務(正確性を確保するための録音を含む)、市場調査並びにデータ分析等に利用するため
2. 人事・退職給付制度等のコンサルティング業務、お客さまとの連絡、コンサルティング業務に関連するセミナー開催の連絡、市場調査並びにデータ分析等に利用するため
3. 退職給付会計に係る数理計算業務、お客さまとの連絡に利用するため

2. 特定個人情報等(個人番号及び特定個人情報)の利用目的について

当社は、提供を受けた特定個人情報等を、以下の目的で利用いたします。

(1)確定拠出年金の加入者等の特定個人情報等

確定拠出年金における給付裁定書類および脱退一時金請求書類の受付のため

(2)取引先様の特定個人情報等

報酬、料金、契約金及び賞金に関する支払調書作成事務を行うため

※なお、当社の個人情報保護方針、個人情報のお取り扱いに関しましては、ホームページ (<https://www.j-pec.co.jp/>) の「プライバシーポリシー」に掲載しておりますので、あわせてご参照ください。

以上

国民年金基金連合会

個人情報の利用目的について

国民年金基金連合会は、加入者等の皆様からお預かりした個人情報は、確定拠出年金法の業務を行うために必要な範囲で利用させていただきます。具体的には、以下の通りです。

- 制度への加入資格の審査など、制度への加入手続
- 制度への加入後の加入資格の確認など、加入者等の皆様の加入状況の把握及びその記録の管理
- 掛金の収納、手数料の徴収など制度における必要な費用の受領
- 運用商品の指図
- 資産の管理
- 給付及び脱退一時金の支給
- 企業型確定拠出年金制度及び他の企業年金制度との間の移換手続
- 自動移換者の状況の把握及びその記録の管理
- 個人別管理資産額その他必要な事項の加入者等への通知
- 個人型確定拠出年金制度に関する情報の提供
- 個人型年金の健全な発展を図るために必要な調査・研究
- その他法令及び個人型年金規約に定めのある場合

J-PEC個人型プラン(三井住友海上コース)の概要

プラン概要

プラン名	J-PEC個人型プラン
受付金融機関(プランコース)	三井住友海上コース
運用管理機関	ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社
※再委託先(記録関連)	日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社
資産管理機関	三井住友信託銀行株式会社

加入資格

第1号被保険者	日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生等(国民年金の第1号被保険者)
第2号被保険者	会社員や公務員、私立学校教職員など、60歳未満の厚生年金保険の被保険者(国民年金の第2号被保険者)
第3号被保険者	専業主婦・主夫、パート労働者など、国民年金の第3号被保険者

* ただし、以下の方は「個人型」に加入できません。

- ・農業者年金の被保険者
- ・国民年金保険料が免除されている方(公的年金の障害年金受給者などを除く)
- ・企業型確定拠出年金の加入者(加入中の企業型プランの規約で認められている場合を除く)

掛金

拠出限度額	第1号被保険者	月額 68,000円
	第2号被保険者	企業年金がない会社員など 月額 23,000円
		企業年金がある会社員など 月額 12,000円
		公務員、私立学校教職員など 月額 12,000円
	第3号被保険者	月額 23,000円
納付方法	第1号被保険者	口座振替(本人名義口座)
	第2号被保険者	口座振替(本人名義口座)または 給与天引(事業主による払込)
	第3号被保険者	口座振替(本人名義口座)

* 掛金額の変更は、毎年4月～翌年3月の間において、年1回のみ可能。

* 第1号被保険者の拠出限度額は、国民年金の付加保険料・国民年金基金の掛金との合算額。

* 「企業型」と「個人型」の両方に同時加入している第2号被保険者の拠出限度額は、企業型以外に企業年金がない場合が月額2.0万円、企業年金がある場合が月額1.2万円となります。

給付

給付の種類	(1)老齢給付金(年金または一時金)
	(2)障害給付金(年金または一時金)
	(3)死亡一時金
年金の支給期間	5年、10年、15年、20年から選択
年金の支給回数(支給月)	年1回(12月)、2回(6月・12月)、4回(3月・6月・9月・12月)、6回(2月・4月・6月・8月・10月・12月)から選択
一時金の選択	個人別管理資産額の100%、75%、50%、25%

本資料については、作成された現在の法令等および信頼性の高い情報にもとづいて作成されておりますが、その正確性・完全性に対して責任を負うものではありません。また、法令等は将来変更される可能性があります。会計、税務、法律面については、公認会計士、税理士、弁護士にご確認ください。